令和 2 年 6 月 25 日

会員、公認クラブ、公認スキー場、公認用品メーカー各位

一般社団法人全日本グラススキー連盟
専務理事　新谷起世

一般社団法人全日本グラススキー連盟「新規グラススキーヤー育成助成事業」について

日頃より当連盟の活動に多大なるご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。
当連盟としましては、表題の通り「新しいグラススキーヤー（JGSF 会員）の育成」は急務と考えており、以下の通り皆様にご協力を頂きたくお願い申し上げます。

要項

目的　「新規グラススキーヤー」（JGSF 会員）の育成（JGSF 登録）
　　JGSF 有資格者のレッスン等活動の助成

助成額
　事業 1 日について 10,000 円（受講者新規 JGSF 登録完了の場合）又は 8,000 円（登録未完了の場合）を担当講師の交通費、リフト代など滑走料の名目で支払う。
　また、登録住所より 200 ㎞より遠方での普及活動に対して、交通費（連盟内規）の実費を別に支払う。
　（助成限度額内なら何度でも申請可能）
　（既存のレッスン会や練習会と検定会と並列開催できる）

助成金支払い条件
　公認アシスタントインストラクター以上の指導資格所持者、公認セッター資格所持者によるレッスン会や指導研修会、検定会等で JGSF 未登録者に対してグラススキーを生涯スポーツとして指導する等して JGSF 新規会員を募ること。
　助成金申請は有資格者本人が行うこと。

助成金をお支払いできない条件（１つでもあてはまればお支払いできません）
① 申請者が公認クラブに所属した R2 年度会員登録更新済の有資格者でない場合
② 安全な公認グラススキー用品を使用していない場合（古すぎるグラススキーやインライスケートなどグラススキーでない用品を利用したレッスンの場合など）
③ 助成限度額を超えた場合（公認クラブと公認スキー場登録費用の合計の 150%を上限とする）（追加の会費の納入後の上限金額の再計算は認める）
④ 普及活動期間が令和２年１１月１日を過ぎた場合）
⑤ 連盟の定める各種規則や一般的なコンプライアンスを守っていない行為、強引な勧誘等が認められた場合
⑥ 所定の様式によるご請求が普及活動日より 1 週間以内に行われなかった場合

その他、この要項の定める内容は期間中に変更されることもある旨ご了承下さい。

以上